

## ご利用にあたって

平成20年3月24日

### 1 財政比較分析表とは

人口規模、産業構造等の違いにより単純に比較が困難な市町村ごとの財政状況について、主要財政指標等を類似団体と比較したグラフや類似団体平均を100としたレーダーチャートで示すことにより、各市町村の財政状況を客観的かつ視覚的に把握できるようにしたものです。

※類似団体とは、人口及び産業構造等により全国の市町村を35グループに分類した結果、当該団体と同じグループに属する団体のことをいいます。

### 2 各指標について

#### (1) 財政力指数

基準財政収入額(標準的な状態で徴収が見込まれる税収入)を基準財政需要額(合理的、妥当な水準の行政を行う場合に要する経費)で割ったもので、市町村の財政力を示し、この数値が高いほど財政力が強いこととなります。

#### (2) 経常収支比率

人件費・扶助費・公債費等の経常経費に、地方税・地方交付税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかを見る指標で、この比率が低いほど、普通建設事業費等の臨時経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。

経常収支比率 =	人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等	× 100
	経常一般財源等 (地方税 + 普通交付税等) + 減税補てん債特例分 + 臨時財政対策債	

#### (3) 人口1人当たり人件費・物件費等決算額

平成19年度の人件費、物件費及び維持補修費の決算額を平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口で割ったものです。なお、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含みません。

#### (4)人口1人当たり地方債現在高

平成19年度末の地方債現在高を平成20年3月31日現在の住民基本台帳人口で割ったものです。

#### (5)実質公債費比率

交付税措置のある地方債を除いた一般財源による公債費の実質的な負担割合をあらわす起債制限比率に、公営企業の元利償還金に対する繰出金などを加え、実質的な公債費の負担状況を示すもので、この指標が18%を超える場合、地方債の発行にあたり県知事の許可が必要となります。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E+F-D}$$

A: 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)

B: 地方債の元利償還金に準ずるもの(「準元利償還金」)

C: 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D: 地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用

いる基準財政需要額に算入された額(「算入公債費の額」)及び準元利

償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需

要額に算入された額(「算入準公債費の額」)

E: 標準財政規模(「標準的な規模の収入の額」)

F: 臨時財政対策債発行可能額

※実質公債費比率の算定において除かれる元利償還金(上記 A 関連)

- ① 繰上償還を行ったもの
- ② 借換債を財源として償還を行ったもの
- ③ 満期一括償還方式の地方債の元金償還金
- ④ 利子支払金のうち減債基金の運用利子等を財源とするもの

※「準元利償還金」(上記 B 関連)

- ① 満期一括償還方式の地方債の1年当たり元金償還金相当額
- ② 公営企業債の元利償還金に対する普通会計からの繰入金
- ③ 一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの(PFI 事業に係る委託料、国営事業負担金、利子補給など)
- ⑤ 一時借入金の利子

(6)人口 1,000 人当たり職員数

平成20年3月31日現在住民基本台帳人口1,000人当たりの職員数をあらわしており、職員数は平成19年4月1日現在となっています。

(7)ラスパイレス指数

一般行政職について、国家公務員を100とした場合の市町村職員の給与水準をあらわしています。(平成19年度地方公務員給与実態調査による)

### 3 「分析欄」について

分析欄については、指標ごとの経年変化等も分析のうえ、「なぜそのような数値になったのか」、「当該数値の背景にはどのような原因又は努力があるか」を明らかにするとともに、「今後、数値の改善に向けてどのような取組みを行っていくか」ということについて、「集中改革プラン」等に基づく具体的な数値目標等を織り交ぜながら各団体において要点の記入をしています。

問合せ先  
大分県総務部市町村振興課財政班  
TEL097-506-2415